

住宅金融支援機構の賃貸住宅融資のための  
保証機関の保証をご利用されるお客様へ

# 保証料率の改定のお知らせ

住宅金融支援機構の賃貸住宅融資等を利用される場合には、保証能力のある連帯保証人が必要となりますが、所定の保証料をお支払いいただくことによって、当社が保証をお引受けしております。

今般、当該保証料につきまして、保証事業における運営環境等を踏まえ、平成25年4月1日以降の保証委託申込受理分より、以下のとおり保証料率を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

## 【改定内容】

住宅金融支援機構の省エネ賃貸住宅融資などの保証料率を、建設地が首都圏地域（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）以外の場合、保証期間に応じて次のとおり改定いたします。

なお、賃貸改良融資及び東日本大震災に係る災害復興住宅融資の保証料率につきましては、改定いたしません（据置）。

### ○平成25年3月31日以前にお申込みいただいたお客様

保証期間 (融資期間)		20年以下	20年を超え 25年以下	25年を超え 30年以下	30年を 超えるもの
保証料率	建設地が東京都、千葉県、 埼玉県、神奈川県の場合	1.98%	2.32%	2.65%	2.90%
	建設地が上記以外の 道府県の場合	2.10%	2.50%	2.90%	3.20%



### ○平成25年4月1日以降にお申込みいただいたお客様

保証期間 (融資期間)		20年以下	20年を超え 25年以下	25年を超え 30年以下	30年を 超えるもの
保証料率	建設地が東京都、千葉県、 埼玉県、神奈川県の場合	1.98%	2.32%	2.65%	2.90%
	建設地が上記以外の 道府県の場合	2.44%	2.90%	3.36%	3.70%

## <注意事項>

上記の改定後の保証料率は、平成25年4月1日以降に保証委託申込みを受理したものと適用します。

ただし、平成25年3月31日以前に保証委託申込みを受理したものであっても、住宅金融支援機構への借入申込みが平成25年4月1日以降となる場合には、改定後の保証料率を適用しますので、ご注意ください。

### <問い合わせ先>

建設予定地域の首都圏本部・支社・受付センター  
までお問合せください。（「本・支社のご案内」参照）

